

佐賀県東部工業用水道規程第2号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（夏季休暇）</p> <p>第5条の2 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るために夏季休暇を請求した場合には、7月1日から<u>9月30日</u>までの期間に、原則として連続する<u>3日</u>の範囲内の期間の夏季休暇を与えることができる。</p> <p>（部分休業）</p> <p>第13条の2 略</p> <p>（サービスの宣誓）</p> <p>第14条 略</p> <p>（営利企業の従事等）</p> <p>第23条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業に従事等をしようとするときは、あらかじめ営利企業の従事等許可願（様式第4号）に関係書類を添えて提出し、許可を受けなければならない。</p>	<p>（夏季休暇）</p> <p>第5条の2 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るために夏季休暇を請求した場合には、7月1日から<u>10月31日</u>までの期間に、原則として連続する<u>5日</u>の範囲内の期間の夏季休暇を与えることができる。</p> <p>（部分休業）</p> <p>第13条の2 略</p> <p><u>（第1号会計年度任用職員の休暇等の特例）</u></p> <p>第13条の3 <u>職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者（次条第2項及び第23条において「第1号会計年度任用職員」という。）の休暇等については、第5条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u></p> <p>（サービスの宣誓）</p> <p>第14条 略</p> <p><u>2 職員のうち第1号会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、別に定める。</u></p> <p>（営利企業の従事等）</p> <p>第23条 <u>職員（第1号会計年度任用職員を除く。）</u>は、地方公務員法第38条に規定する営利企業に従事等をしようとするときは、あらかじめ営利企業の従事等許可願（様式第4号）に関係書類を添えて提出し、許可を受けなければならない。</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。